

長浜市告示第136号

長浜市空き家流通・活用促進事業補助金交付要綱（平成30年長浜市告示第144号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月25日

長浜市長 浅見 宣義

第2条第4号中「売買契約」の次に「、贈与契約」を加え、同条第5号中「若しくは」を「贈与し、」に改める。

第3条第1項中「売主」の次に「。贈与契約を締結済みの場合は、贈与者」を、「購入し、」の次に「受贈し、」を加える。

第4条第3項第1号中「買主」の次に「、受贈者」を加える。

第5条第6号及び第7条第3号中「売買契約書」の次に「、贈与契約書」を加える。
様式第1号を次のように改める。

附 則
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。